

## 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対する 令和4年度後学期授業料徴収猶予(延納)と既納の授業料の返還について

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対して、令和4年度後学期授業料の納付期限の延長(以後、徴収猶予という。)を行います。また、既に授業料を納入している場合には、授業料を返還します。  
(注:この制度は、授業料の納入を一定期間猶予するものであり、**免除ではありません。**)

### 【対象学生】

学部学生、大学院生、専攻科及び別科の学生

※但し、卒業期にある学生は除く

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生は除く)

### 【申請期間】

令和5年2月1日(水)~2月28日(火)17:00【必着】

※申請時に確認事項がありますので原則窓口持参とします。

※郵送する場合は2月24日(金)までに投函してください。(28日必着。消印有効ではありません。)また、郵送での申請者には3月1日(水)16時までに確認の電話をしますので必ず応答してください。

### 【申請場所】

学生支援部学生生活課(黒髪北キャンパス:全学教育棟1階 経済支援担当 6番窓口)

### 【申請書類】

本学ホームページの以下のURLから確認してください。

【home】→ 大学生生活 → 入学料・授業料・奨学金等 → 授業料の徴収猶予 →

「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対する令和4年度後学期授業料徴収猶予(延納)と既納の授業料の返還について」

[https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku\\_zyugyou/jugyoryo\\_yuyo](https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/jugyoryo_yuyo)

### 【審査結果の通知】

令和5年3月7日(火)頃

### 【授業料納入方法】

徴収猶予が許可された学生は、令和5年9月29日までに本学収入担当窓口に現金で支払うか、又は指定する銀行口座に令和4年度後学期分の授業料を納入してください。(徴収猶予された授業料は口座引き落としされないため)

### 【重要】

今回徴収が猶予された授業料を、上記期限内に納入出来なかった場合は「除籍」となりますので、授業料の支払計画は慎重に検討しておいてください。

※令和4年度後学期分の授業料徴収猶予された学生は、令和5年度前学期分授業料に加えて令和4年度後学期分の授業料を4~9月中に納入する必要がありますのでご注意ください。

学生への経済支援として、授業料免除や各種奨学金(給付型、貸与型)のほか、日本政策金融公庫の教育ローンや生活福祉資金貸付金、母子父子寡婦福祉貸付金などの制度もあります。経済的理由で修学をあきらめることなく、利用できる制度は積極的に活用してください。